

介護職員等特定処遇改善加算の算定について

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部山形県済生会

介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、下記要件を満たした上で、当会施設では当該加算を算定しています。

－ 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件 －

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

【見える化要件について】

当該加算を算定するためには、上記要件がありますが、その中の「見える化」に向けた取り組みについて、当該加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表をする事としております。

【 加算取得状況 】

- ・介護職員処遇改善加算 加算 I
- ・介護職員等特定処遇改善加算 加算 I ・加算 II

【 当法人の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容 】

職場環境等要件		当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格支援や研修受講にあたり、受験料や研修費負担、旅費等の支給、また勤務の配慮を行うことで、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている
労働環境 処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館及び敷地内全面禁煙、職員休憩室の確保
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	近隣の保育園・学校との交流や福祉教育、済生会なでしこプランを通じた社会貢献活動を実施
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を実施（試験実施）

この他にも、当法人では、以下の取り組みなどを推進しております。（但し、施設によって実施状況が異なります）

- ・人事評価制度による、職員の資質向上（全施設実施）
- ・新人介護職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度等導入（メンター制・新採用職員指導担当職員配属など）
- ・ICT活用による業務省力化（インカムによる職員間情報共有の円滑化・センサーベッドやマット等による事故防止など）
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化（第三者委員会を活用した事故検証など）
- ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化（全国済生会（本部）による実施）